

農林水産物・食品の輸出促進について



農林水産省

令和6年6月

輸出促進審議官

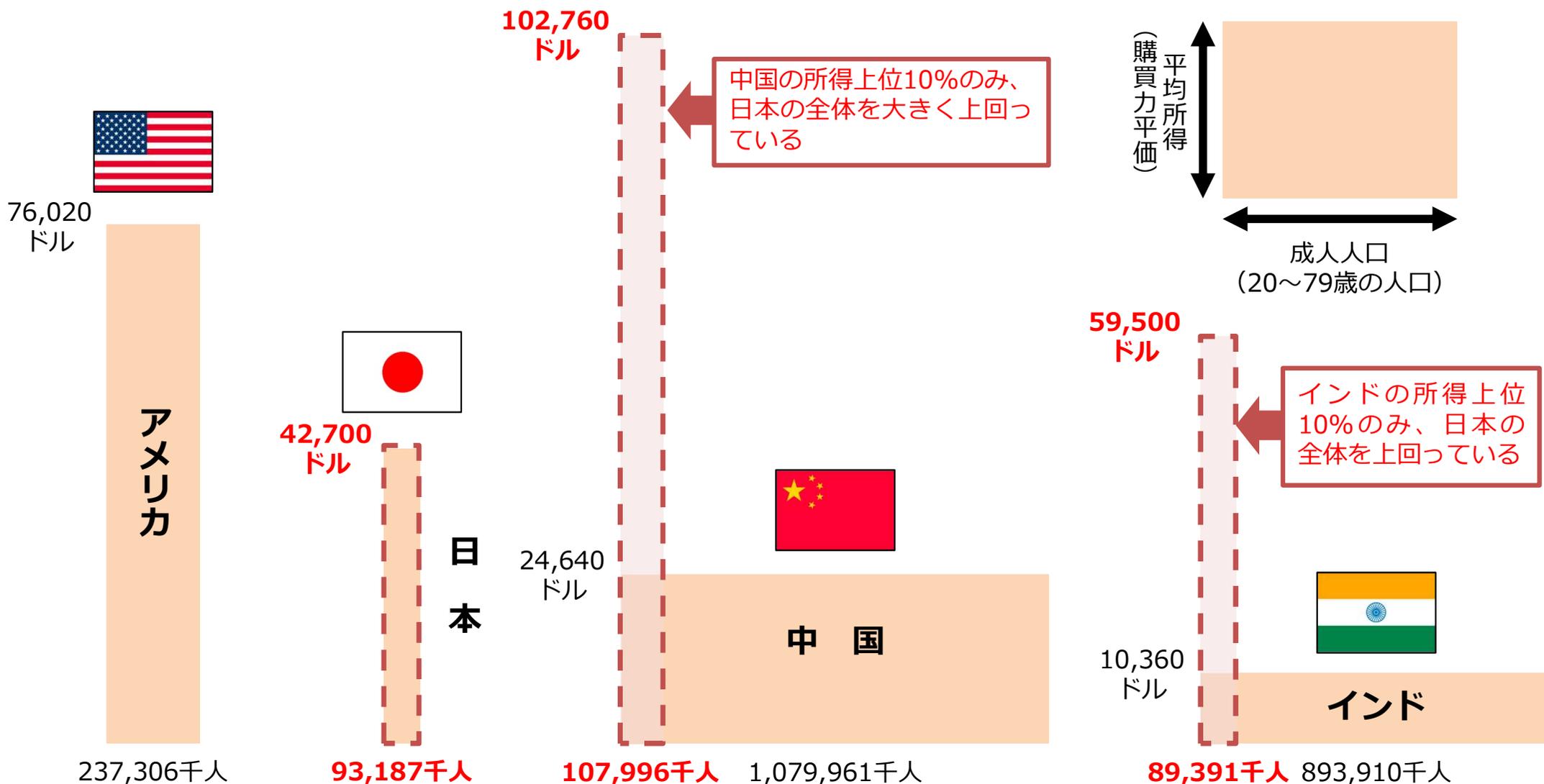
山口 靖

輸出拡大の必要性



世界のフードマーケットには非常に大きな可能性

- 日本の平均所得は、中国、インドを上回るが、それぞれの国の所得上位10%層のみをみると、その平均所得は日本全体を大きく上回っている。



資料：「WORLD INEQUALITY REPORT 2022」及び「IDF Diabetes Atlas」
注：2021年時点。

日本はこの20年で購買力の水準が大きく低下する反面、諸外国にチャンス



<2022年>

米国：669円

EU：574円

オーストラリア：520円

シンガポール：504円

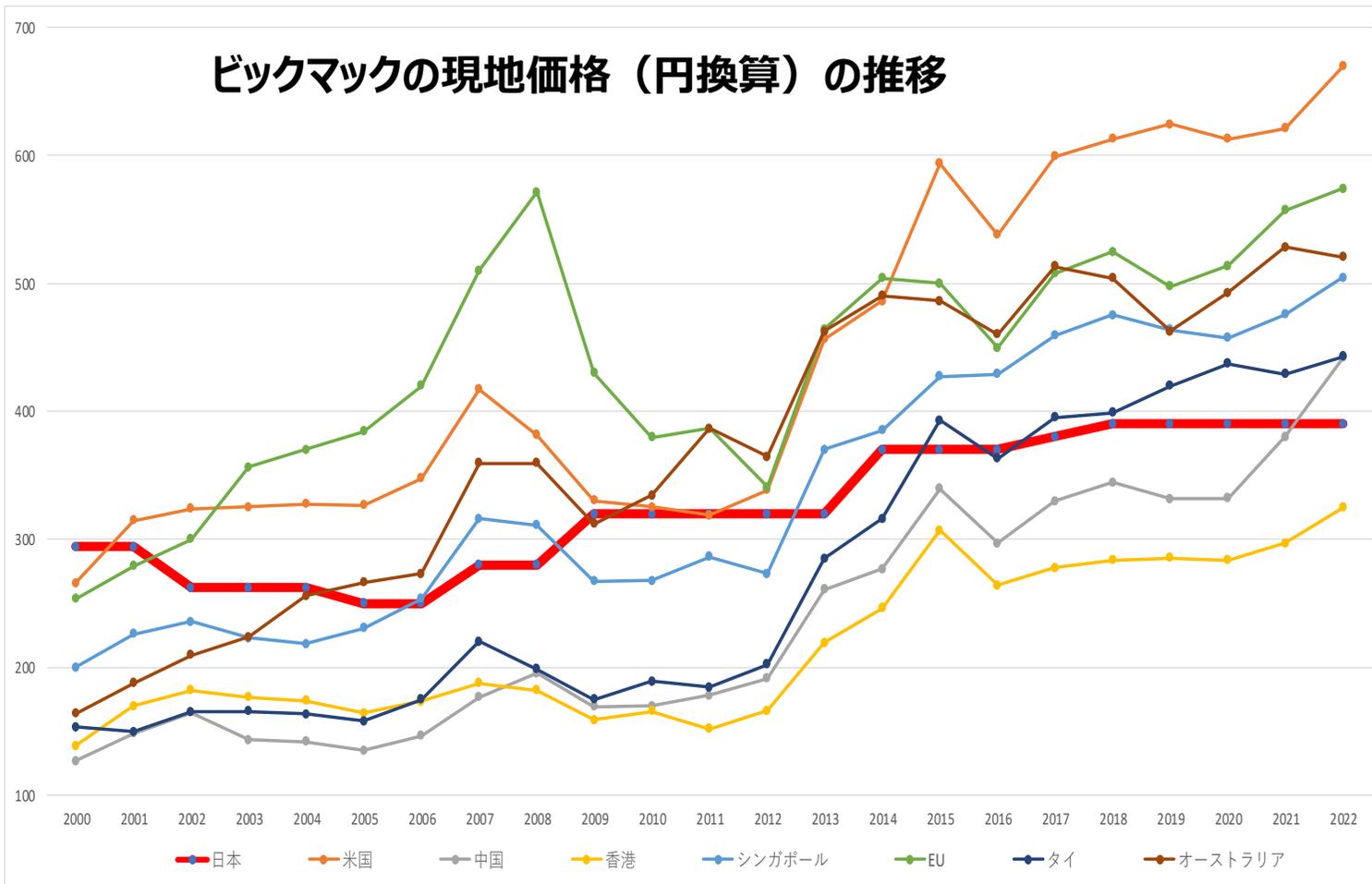
タイ：443円

中国：442円

日本：390円

香港：325円

ビックマックの現地価格（円換算）の推移



<2000年>

日本：294円

米国：266円

EU：253円

シンガポール：200円

オーストラリア：164円

タイ：153円

香港：139円

中国：127円

ビックマックの
現地価格の推移
(2000年を100とした場合)

	2000	2005	2010	2015	2020	2022
日本	100	85	109	126	133	133
米国	100	122	149	191	227	231
EU	100	114	132	145	164	173
中国	100	106	133	172	219	246
タイ	100	109	127	196	233	233

出典：The Economist「The Big Mac index」 (<https://www.economist.com/big-mac-index>) のデータを基に計算

輸出に取り組むことで産地の経営全体も安定

- 輸出量が少ない時期は、作柄の豊凶等の影響により市場価格が大きく変動。一方、**輸出量の拡大に伴い、豊作時における市場価格の下落が抑制され、市場価格の変動が小さくなる傾向が見られる。**
- **輸出により市場価格が下支えされるとともに、海外において青森りんごが高級品として定着していることで、農業者の所得向上に寄与。**



(注) 赤枠は作柄が豊作の年、青枠は不作・台風落果の年

輸出重点品目（農産物）における輸出の進捗状況

金額の単位：億円

	2020年実績	2021年実績	2022年実績	2023年実績		2023年実績/ 2020年実績	2023年実績/ 2025年目標	2025年目標	2030年目標
	① 金額	② 金額	③ 金額	④ 金額	(④/③) 前年同期比	(④/①) %	(④/⑤) %	⑤ 金額	金額
鶏卵	47	60	85	70	▲18.2%	+49.1%	110.9%	63	196
かんしょ・かんしょ加工品・その他野菜	21	23	28	29	+3.9%	+40.5%	103.5%	28	69
りんご	107	162	187	167	▲10.7%	+56.1%	94.4%	177	279
牛乳・乳製品	222	244	319	308	▲3.6%	+38.6%	93.9%	328	720
茶	162	204	219	292	+33.3%	+80.3%	93.5%	312	750
豚肉	24	26	23	27	+14.9%	+12.2%	92.2%	29	—
切り花	8	13	15	17	+12.8%	+110.4%	90.8%	19	46
コメ・パックご飯・米粉及び米粉製品	60	66	83	105	+26.8%	+74.3%	83.9%	125	261
かき・かき加工品	4	4	12	11	▲7.0%	+150.8%	78.4%	14	—
いちご	26	41	52	62	+17.6%	+134.3%	71.7%	86	253
鶏肉	25	20	20	26	+27.6%	+1.3%	56.8%	45	—
もも	19	23	29	26	▲10.0%	+39.4%	42.8%	61	—
ぶどう	41	46	54	52	▲4.1%	+25.5%	41.4%	125	380
牛肉	292	542	520	578	+11.2%	+98.0%	36.1%	1,600	3,600
かんきつ	7	11	13	13	+4.7%	+93.5%	34.1%	39	—
農林水産物・食品	9,860	12,382	14,140	14,547	+2.9%	+47.5%	71.1%	20,459	50,151

※財務省「貿易統計」を基に農林水産省作成

更なる輸出拡大のためには、

- ① 輸出規制に対応できる産地の育成
- ② 大規模輸出産地の形成
- ③ 産地をサポートする体制の整備

に関する新たな取り組みが必要



都道府県やJA、地域商社等と生産者が連携し、一体となって大規模輸出産地の形成を促進

輸出産地の形成のための取組状況

輸出規制に対応できる産地の育成



- 農林水産物の輸出に際し、輸出先国から求められる各種規制は、国ごと、品目ごとに国内の基準と異なるため、国内向けの産品を、日本より規制が厳しい国へそのまま輸出することは難しい。
- 拡大する海外市場を獲得していくためには、輸出先国の規制措置を踏まえながら、規制に対応した産地をさらに増加させていく必要がある。

輸出先国ごと・品目ごとに様々な規制対応を求められる

規制対応の種類	規制の内容・例
食品衛生	○ 輸出先国から求められる衛生条件に対応した施設である旨の認定等が必要（例：米国・EU等向けの牛肉輸出には施設認定が必要）
動植物検疫	○ 輸出先国によって異なる検疫措置に対応や産地の登録が必要（例：米国向けりんご輸出には生産園地の指定や低温・消毒処置等が必要、タイ向けかんきつ類の輸出には、生産地域の指定や消毒処理が必要）
その他 （残留農薬、食品添加物、容器・包装等）	○ 国内と異なる残留農薬基準や食品添加物規制、容器・包装基準等に対応する必要

【対応が必要な輸出先国の検疫措置の例（りんご）】

輸出規制の厳しさ	輸出国	検疫の有無	検疫措置			輸出実績（R3）
			生産者・園地登録	選果場の登録	その他	
低	香港	無	—	—	—	35億円
高	タイ	有	要	要	—	4億円
	米国	有	要	要	・低温処理 ・臭化メチルくん蒸 ・日米合同輸出検査	2.5百万円

これらの規制等に対応した産地は限定的であり、さらに増加させていく必要がある

- 牛肉輸出認定施設は、米国向け15施設、EU向け11施設、香港向け14施設、台湾向け26施設、シンガポール向け20施設（成牛処理実績のある国内の食肉処理施設123施設）
- 米国向けに園地登録されたりんごの生産園地は4園地、約7ha（全国のりんご栽培面積36,300ha）
- タイ向けに園地登録されたかんきつ類の生産園地は41園地、約26ha（全国のかんきつ類栽培面積62,100ha）

（注1）輸出拡大実行戦略における米国・EU等向け施設整備目標は25施設、台湾・シンガポール等向けは40施設（2025年）
（注2）全国の栽培面積は令和4年作物統計による

マーケットインの発想で取り組む輸出産地の育成を加速化させることが必要

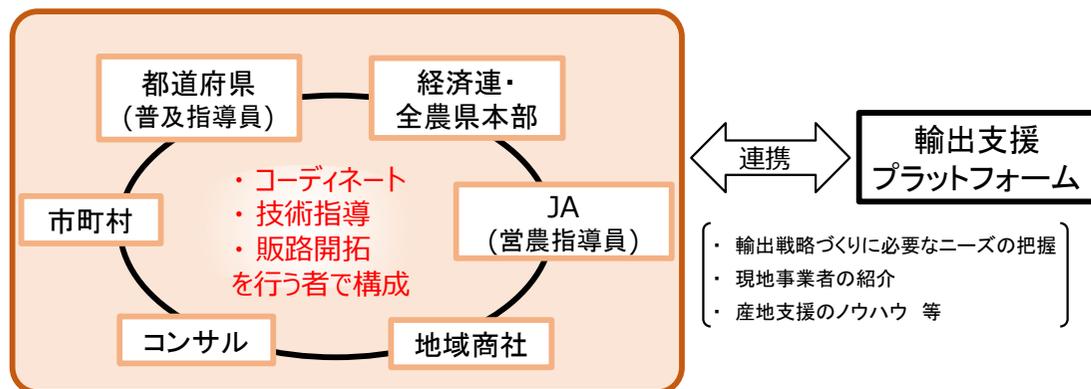
輸出先国の規制やニーズに対応したモデル輸出産地の形成

- 拡大する海外市場を獲得していくためには、輸出先国の規制やニーズに対応した産地をさらに増加させていくことが必要。
- 都道府県、JAグループ等と連携し、以下の支援策を活用しつつ、地域ぐるみで生産・流通の転換に取り組む輸出産地の形成を推進。

〈予算措置〉 GFP大規模輸出産地生産基盤強化プロジェクト 10億円 (R5補正)、大規模輸出産地モデル形成等支援事業 4億円 (R6当初)

1 地域の関係者による輸出に取り組む推進体制の組織化

- 産地から現地販売まで一気通貫したサプライチェーンを確立するため、輸出産地・事業者、都道府県、JA系統、輸出商社等の地域の関係業者が参画する輸出推進体制の組織化を支援。



【対応が必要な輸出先国の規制の例（りんご）】

輸出先国	植物検疫	残留農薬基準値 (例) (ppm)		輸出実績 (R3)
		アセタミプリド	フェンバレレート	
香港	無	1	2	35億円
タイ	園地・選果場の登録	0.8	0.02	4億円
米国	園地・選果場の登録 + ・臭化メチルくん蒸 ・日米合同輸出検査 等	1	不検出	2.5百万円
(参考) 日本の残留農薬基準値		2	2	

2 生産・流通体系の転換を通じた大規模輸出産地のモデル構築

- 1の推進体制の下、海外の規制・ニーズに対応するため、生産・流通体系の転換を行いながら農林水産物・食品を安定的に供給する大規模輸出産地を育成し、国内生産基盤の維持・強化を図るモデル的な取組を支援。

海外の規制・ニーズに対応した生産方法の転換

- ・ 遊休農地等の活用による輸出向け生産の拡大
- ・ 産地リレーや地域内生産者との連携による輸出向けロットの確保
- ・ 海外でのニーズや付加価値が高い有機農産物等の生産・輸出の拡大

集荷から船積みまでの方法の転換

- ・ 鮮度確保のためコールドチェーンを確保した産地直送型集荷体制の確立
- ・ 輸送コスト軽減や大ロット輸出のための混載を前提とした集荷から船積みまでの流通体系の構築 等

輸出産地の形成に向けた取組（青果物）

- 青果物の輸出に際しては、輸出先国が求める植物検疫条件や残留農薬基準等への対応が必要となるが、現状はやる気のある個々のJAや事業者が主体となった小規模な取組に限定。
- 青果物については、卸売市場を経由した輸出が多く、収穫～販売までの期間が長いことや、コールドチェーンが確保されていないこと等によりロス率も高い。
- 現在、輸出向けに生産・流通を転換する大規模輸出産地の形成に向けて、**県（普及組織）・農協・輸出商社等が連携した推進体制の下で行っている**

【GFPフラッグシップ輸出産地形成プロジェクトにおけるイチゴの輸出産地形成の取組】

熊本県(熊本県、経済連、JA、輸出商社、資材業社等)

<生産の転換の主な取組>

- 県育成品種「ゆうべに」「ひのしずく」や、「恋みのり」等の良食味品種について、防除暦等の現状把握、違反となる可能性のある農薬の抽出、代替農薬の検討等を行いつつ、**台湾向けの防除暦を作成**

<流通の転換の主な取組>

- **運送業者等と連携した集荷コースの最適化**や集荷計画の策定等を実施
- 博多港から**新たな鮮度保持技術を活用した輸送の方法を実証**
(輸出商社が生産者を回って集荷し、近隣港湾から輸出する産地直送型集荷体制を構築することにより、現地着荷時のロス率を大きく削減。)

徳島県(徳島県、輸出商社、農業法人、農薬メーカー等)

<生産の転換の主な取組>

- **台湾の残留農薬基準に合わせた防除暦の作成、輸出前の残留農薬検査の実施**、生産者に対する防除暦を活用した講習会の開催

<流通の転換の主な取組>

- 収穫後の工程の見直し、輸出港までの国内輸送経路及び使用機材、選果、予冷等の見直しを実施



(長野県)

長野県 (ぶどう、もも、なし、りんご、いちご)
 <長野県農産物等輸出事業者協議会、JA全農長野、PFC長野が参画>

- 輸出に対応した防除暦の見直し、輸出のための圃地登録及び選果ごん包施設登録を推進。また、PFC長野を輸出拠点としたコールドチェーンが確保された一貫輸物流体系を実現

(岐阜県)

岐阜県農林水産物輸出促進協議会 (柿)
 <岐阜県、JA全農岐阜・JA、輸出商社等が参画>

- 可食性材料による青果物への直接コーティングや有孔バック容器等の品質保持資材及び鮮度保持フィルムの効果検証等を実施

(山梨県)

笛吹果実輸出産地形成協議会 (もも、ぶどう)
 <笛吹農協一宮ブロック果実販売対策協議会、笛吹農協、世界市場、NIPPON ICHIBA等が参画>

- 農業社と連携し輸出用防除暦の開発及び普及を推進するとともに、空港までのコールドチェーンの確保等を柱とする新たな物流体系を検証

グローバルぶどう輸出産地協議会 (ぶどう)
 <アグベル、アグベル桜川、金融機関、物流機関、その他生産者等が参画。山梨県と茨城県で実施>

- 耕作放棄地等の活用により農地集約・生産効率の向上を図るとともに、台湾向けの農業散布に適した圃場を整備。併せてテクノロジーを活用した選果作業の効率化を実現

(静岡県)

静岡県かんしょ輸出促進協議会 (かんしょ)
 <ジャパンベジタブル、日本農業、静岡県、タタラ商店が参画>

- 耕作放棄地の活用により、輸出用かんしょ作付面積を拡大するとともに、出荷段ボール・パレット等の規格の変更による効率的な輸物流体系を構築

静岡茶輸出拡大協議会 (茶)
 <静岡県、茶業関係団体、JETRO、茶商等が参画>

- 県内3地区で輸出向け有機てん茶生産拡大等のための実証を行うとともに、地元清水港を活用した混載輸送を実現

(三重県)

三重県養殖魚輸出産地協議会 (養殖ぶり、養殖まだい)
 <三重県漁連、三重県、三重県海水養魚協議会、銀行等が参画>

- デジタル化を通じた空き漁場の有効活用や省力的な飼育管理の実証を通じて輸出を拡大

伊勢茶輸出プロジェクト (茶)
 <三重県、JA全農みえ、茶葉製造企業、輸出商社等が参画>

- 有機栽培体系の大規模実証、残留農薬検査等と併せて、伊勢茶と多品目との混載輸送の実証を実施

(新潟県)

新潟県 (錦鯉)
 <新潟県、新潟県内水面試験場、養鯉生産者、JETRO、新潟県錦鯉協議会、長岡市、小千谷市等が参画>

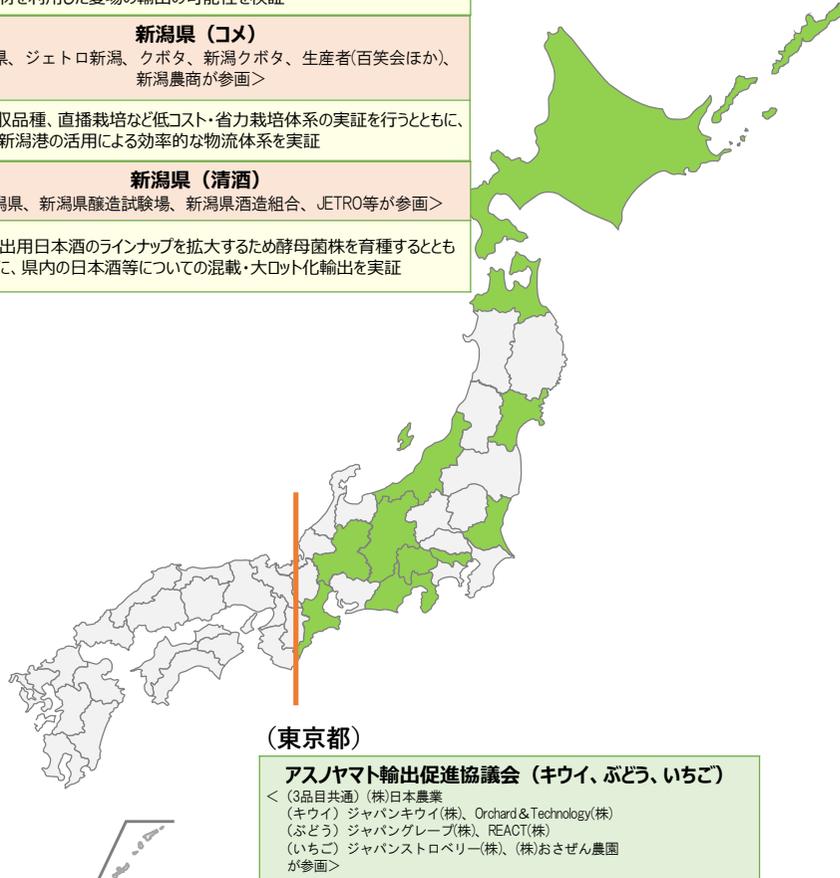
- 雌雄判別技術やKHVの検査技術の確立を推進するとともに、発泡資材を利用した夏場の輸出の可能性を検証

新潟県 (コメ)
 <新潟県、ジェトロ新潟、クボタ、新潟クボタ、生産者(百笑会ほか)、新潟農商が参画>

- 多収品種、直播栽培など低コスト・省力栽培体系の実証を行うとともに、新潟港の活用による効率的な物流体系を実現

新潟県 (清酒)
 <新潟県、新潟県醸造試験場、新潟県酒造組合、JETRO等が参画>

- 輸出用日本酒のラインナップを拡大するため酵母菌株を育種するとともに、県内の日本酒等についての混載・大ロット化輸出を実現



(東京都)

アスノヤマト輸出促進協議会 (キウイ、ぶどう、いちご)
 <(3品目共通) (株)日本農業 (キウイ) ジャパンキウイ(株)、Orchard & Technology(株) (ぶどう) ジャパングレープ(株)、REACT(株) (いちご) ジャパンストロベリー(株)、(株)おさぜん農園が参画>

▶ (キウイ)【実証：香川県他】
 ・大規模栽培と品質を両立する輸出向け生産体系を実現
 ・輸出に適した果実の選果方法を検証・確立

▶ (ぶどう)【実証：栃木県】
 ・規模拡大と労働時間削減のための新技術を導入。GAP認証を取得
 ・冷蔵庫と品質保持機器を活用した海外ニーズに対応する大ロット・長期供給を検証

▶ (いちご)【実証：山梨県】
 ・台湾の残留農薬基準に対応した栽培を実証
 ・冷蔵庫と品質保持機器を活用した海外の需要に対応する大ロット・長期間の供給体制を構築

(北海道)

北海道産米輸出促進協議会 (コメ)
 <ショクレン北海道、生産者等が参画>

▶ EU、メキシコ向けに、乾田直播栽培など低コスト・省力栽培技術の実証や残留農薬検査等を実施

北海道農畜産物・水産物輸出推進協議会 (コメ、かんしょ、玉ねぎ)
 <北海道庁、ホクレン、JA北海道中央会、JETRO等が参画>

▶ コメ：多収米の直播・減農薬栽培体系の実証やEUの包材規制等に対応した米袋の試作等を実施

▶ かんしょ：作付拡大に向けたポット苗の増殖方法・体制の確立、キュアリング対策の実証等を実施

▶ 玉ねぎ：タイの規制に対応した減農薬栽培の実証や選果を行わない集荷品のフレコン・バルク輸出試験を実施

(青森県)

アスノツガル輸出促進協議会 (りんご)
 <日本農業、REDAPPLEが参画>

▶ 海外で導入されている省力的な栽培方法「FOPS」のモデル実証を実施するとともに、高品質を維持するため鮮度保持資材やダイナミックCA技術等について試験を実施

みらいりんご輸出拡大生産推進協議会 (りんご)
 <JA津軽みらい、JA全農あおもり、Wismettac フーズ等が参画>

▶ 高密度栽培、着色管理が省略できる品種の導入等を実証するとともに、高密度植専用台木の供給体制を構築。併せて東北の港湾や新機能コンテナを活用した物流体系を実現

(宮城県)

宮城県JA農産物輸出促進協議会 (さつまいも)
 <全国農業協同組合連合会宮城県本部 等が参画>

▶ 輸出先国の規制に対応した残留農薬検査や栽培を実証
 ・仙台港を活用した輸送ルートの確立や出荷時のスレ傷等の選別基準を統一することによる輸送ロスを削減

(茨城県)

茨城県産米輸出拡大実証協議会 (コメ)
 <百笑市場、豊田通商、生産者、茨城県等が参画>

▶ 多収米の直播栽培による低コスト化の実証や混載によるコスト削減効果の試験を実施

大規模輸出産地モデル形成等支援事業採択地区一覧 (R6当初)

(福岡県)

<p>3色いちご輸出拡大協議会 (いちご) <small><九州農産物通商㈱、JAみなみ筑後、JA粕屋、JA糸島、岸川農園、林田ファーム、鐘ヶ江農園、清口農園、長崎でじま青果㈱、㈱イチゴラス、㈱アグリテックプラス、遊子屋㈱、佛精農舎が参画></small></p> <p>▶ 台湾向けいちごの残留農薬基準に対応した栽培方法への転換 ・産地から直接空港に輸送することにより物流コスト低減及び運搬中の荷傷・腐敗を防止</p>
<p>九州みかん輸出拡大協議会 (みかん) <small><JAみなみ筑後柑橘部会、JAふくおか八女かんきつ部会、㈱石橋果樹園、㈱ファームオリビア、株式会社ネイバーフッド、㈱ファーマインド、長崎でじま青果㈱、九州農産物通商㈱が参画></small></p> <p>▶ 各国の植物検疫条件及び残留農薬基準等に対応した生産体系を確立 ・梱包資材強化やCAコンテナ利用等による品質を向上</p>

(熊本県)

<p>熊本県 (メロン、いちご) <small><熊本県、JA熊本経済連、JA、輸出商社等が参画></small></p> <p>▶ メロン：海外ニーズが高い赤肉メロンの作期拡大により周年供給体制を確立するとともに、輸送時のロス率軽減に向けた輸送試験を実施</p> <p>▶ いちご：台湾向け防除暦の改良と活用により台湾向け輸出に取り組み産地を拡大するとともに、輸出に適した包装資材の導入試験を実施</p>

(宮崎県)

<p>宮崎県 (きんかん) <small><宮崎県、みやざき『食と農』海外輸出促進協議会、JA宮崎経済連、トレードメディアジャパンが参画></small></p> <p>▶ 台湾向け防除暦の普及を推進し、台湾向け生産園地を拡大するとともに、志布志港、細島港からの船舶輸送を実施</p>
--

(長崎県)

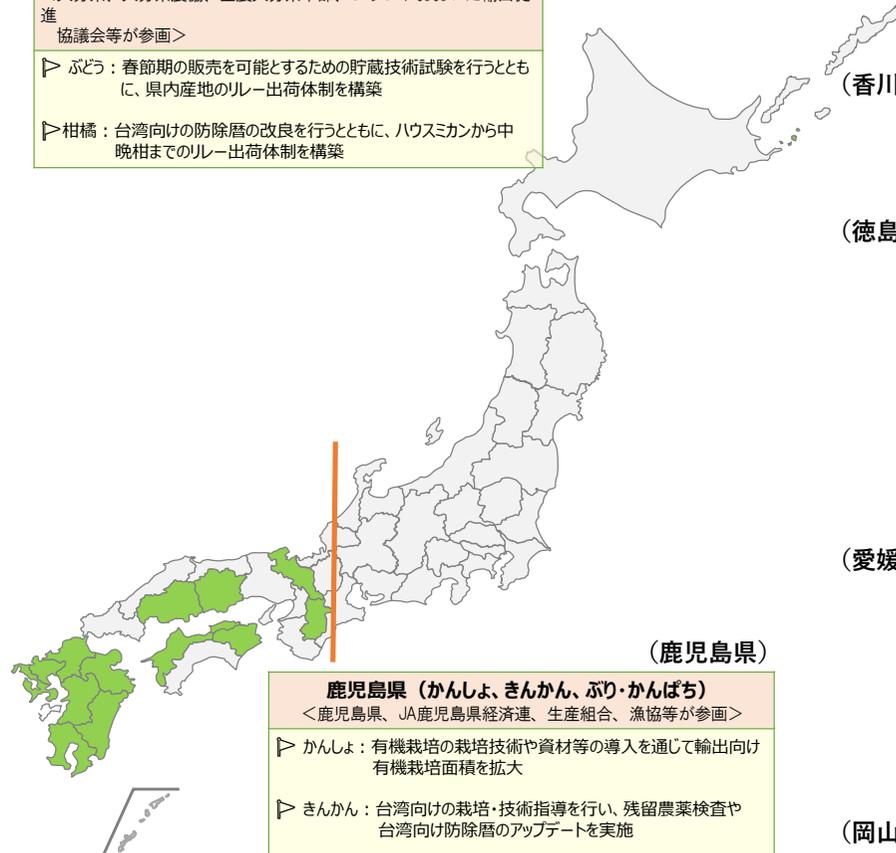
<p>長崎県 (いちご・温州みかん・牛肉・タイ・ヒラメ・スズキ・マアジ・ブリ・ヒラマサ) <small><全国農業協同組合連合会長崎県本部、長崎西彼農業協同組合、長崎県中央農業協同組合、佐世保食肉センター(株)、小川畜産食品(株)、(株)福岡ソノリク、五島水産(株)等が参画></small></p> <p>▶ (いちご) ・果実の早期収穫等により果皮の強度を強化し、歩留りを向上 ・輸出先国のニーズに対応した新たなパッケージを開発</p> <p>▶ (みかん) ・ベトナム向け輸出規制に対応した新たな検査体制を構築 ・輸出先国のニーズに対応した新たなパッケージを開発</p> <p>▶ (牛肉) ・SDGsを意識した輸向け未利用資源活用和牛生産体系を確立 ・近隣空港からの輸送や他品目との混載輸送を実施</p> <p>▶ (水産物) ・輸出先国のマーケットニーズに応じた生産、加工体制を構築 ・混載輸送によるコスト低減や鮮度保持冷凍技術を実施</p>
--

(佐賀県)

<p>北部九州いちご輸出促進協議会 (いちご) <small><Uluu Japan等生産企業、佐賀県、日本農業、佐賀大学等が参画></small></p> <p>▶ 使用農薬削減のための総合防除の導入により台湾向けの残留農薬基準をクリアした栽培体系の実証を行うとともに、日持ちの点で優位性がある品種の試験栽培や輸出に適した梱包資材の開発、導入を実証</p>

(大分県)

<p>大分県 (ぶどう (シャインマスカット)、柑橘) <small><大分県、大分県農協、全農大分県本部、ブランドおおいの輸出促進協議会等が参画></small></p> <p>▶ ぶどう：春節期の販売を可能とするための貯蔵技術試験を行うとともに、県内産地のリレー出荷体制を構築</p> <p>▶ 柑橘：台湾向けの防除暦の改良を行うとともに、ハウスミカンから中晩相までのリレー出荷体制を構築</p>
--



(京都府)

<p>京都府農林水産物・加工品輸出促進協議会宇治茶部会 (茶) <small><京都府、JA茶業部会、茶生産組合、茶商等が参画></small></p> <p>▶ 有機栽培、減農薬栽培の栽培実証を行うとともに、複数業者とのリーファーコンテナ (冷蔵) 混載輸送を実証</p>

(奈良県)

<p>奈良県 (いちご、柿) <small><奈良県、卸業者、仲卸業者、奈良県農協、生産団体等が参画></small></p> <p>▶ いちご：減化学農薬による生産体系等を実証するとともに、台湾向け防除暦を作成</p> <p>▶ 柿：タイ向けの生産体系の検証と阪神港を活用したコンテナ輸送の実証</p>
--

(香川県)

<p>香川県 (麺類(県産小麦「さめぎの夢」を使ったうどん)) <small><香川県、JA香川県、製粉会社、製麺会社等が参画></small></p> <p>▶ うどん用小麦の新品種の作付け拡大を図るとともに、輸出用うどんの試作を実施。併せて混載による大ロット化や商品ラインナップの確保を通じて、輸送コストを低減</p>

(徳島県)

<p>徳島県 (かんしょ(なると金時)) <small><徳島県、世界市場、農家ソムリエーズ及び生産農家、NIPPON ICHIBA等が参画></small></p> <p>▶ ロス率の低い系統の利用、小サイズを狙った密植栽培、減農薬栽培の実証等を行うとともに、強化ダンボールの開発により輸送効率を向上</p>
<p>徳島いちご輸出産地形成協議会 (いちご) <small><ヴェリタス(株)及び生産者、(株)世界市場、Nippon ICHIBA、徳島県等が参画></small></p> <p>▶ 使用農薬削減のための総合防除や台湾向けの防除暦での栽培を実証 ・予冷効率の高い資材を開発し、コールドチェーンを確立</p>

(愛媛県)

<p>えひめ愛フード推進機構 (河内晩柑) <small><愛媛県、愛南町、JAえひめ南、生産企業等が参画></small></p> <p>▶ EU向けの輸出を拡大するため、減農薬栽培の実証や残留農薬試験を実施</p>
<p>愛媛かんきつ輸出促進協議会 (かんきつ) <small><遠赤青汁、愛媛県、遠赤農園、西南セーフティグループ、清五郎農園が参画></small></p> <p>▶ 改植等を進め、有機栽培など輸出用の産地を拡大することにより、通年輸出を実現</p>

(岡山県)

<p>岡山備中ブドウ輸出産地育成協議会 (ぶどう) <small><東山農園、中島農園、備中美味しいぶどう研究会等が参画></small></p> <p>▶ 耕作放棄地を再生し、輸出好適品種を導入し省力化樹形による栽培 ・地元の港湾、空港を利用したダイレクトな輸出ルートを確認</p>

(広島県)

<p>HIROSHIMA Mitsu Bay Oyster 協議会 (牡蠣) <small><HIROSHIMA Oysters、ファームスズキ、沖友水産等水産事業者が参画></small></p> <p>▶ 人工種苗を活用したフランス式のブランド牡蠣大規模生産モデルへの転換を推進するとともに、広島空港の活用によりリードタイムの短縮を実現</p>
--

(鹿児島県)

<p>鹿児島県 (かんしょ、きんかん、ぶり、かんぱち) <small><鹿児島県、JA鹿児島県経済連、生産組合、漁協等が参画></small></p> <p>▶ かんしょ：有機栽培の栽培技術や資材等の導入を通じて輸出向け有機栽培面積を拡大</p> <p>▶ きんかん：台湾向けの栽培・技術指導を行い、残留農薬検査や台湾向け防除暦のアップデートを実施</p> <p>▶ ぶり・かんぱち：(ぶり) 周年出荷体制やR8の新加工工場稼働にむけた輸送出荷体制を確立 (かんぱち) 人工種苗による種苗生産～中間育成技術の開発・検証</p>
<p>霧島オーガニックティー協議会 (抹茶・煎茶・玉露) <small><ヘンタ製茶(有)、(有)霧島中央製茶、今村茶園、(有)蔵園製茶、霧島誠香苑、坂本茶業、川口製茶、松下製茶、吉崎製茶(有)、PARTNERS LLC、Social Unlimited Limited、NIHONCHA PARIS、鹿児島県、霧島市、ジェトロ鹿児島が参画></small></p> <p>▶ 有機農業への転換及び耕作放棄地の茶畑への転換による有機面積を拡大 ・輸送コストやロスを削減できる物流体制を構築</p>

輸出産地形成に向けた関係者の声



- 今後、農林水産物の輸出の拡大を図っていく上で、規制に対応した生産を行っている輸出産地の見える化や、輸出産地の成長段階に応じたきめ細やかな支援の実施など、国内産地や海外バイヤー等関係者の意見を踏まえ、効果的な施策を講じていくことが必要。



国内産地

輸出の取組を始めたいが、
海外の規制にどのように対応したか等について先進的な輸出産地の取組を参考にしたい



海外バイヤー

日本産の農林水産物を取り扱いたい
が、
・どこの産地と交渉をして良いのかが分からない、
・どのようなところで、どのような生産を行っているか産地のイメージがわからない



大規模
輸出産地

すでに一定の規模で輸出に取り組んでいるが、
商流を拡大し、輸出産地としてさらに発展できるよう、
産地の成長段階に応じたきめ細やかな支援をお願いしたい

フラッグシップ輸出産地の選定・公表

- 輸出拡大実行戦略において、輸出先国・地域のニーズや規制に対応した農林水産物を求められる量で継続的に輸出する産地を「フラッグシップ輸出産地」として選定し、公表することとしたところ。
- このため、本年3月に「フラッグシップ輸出産地に関する有識者会議」を立ち上げ、選定基準の策定等を進めてきたところ。4月19日から5月31日まで都道府県等を通じて募集を実施。
- 6月26日の有識者会議にて、フラッグシップ輸出産地として42産地を選定。また、併せてフラッグシップ輸出産地への支援に関する提言をとりまとめ。

有識者会議委員

菱沼 義久	一般社団法人日本青果物輸出促進協議会 会長
細田 浩之	一般社団法人全日本コメ・コメ関連食品輸出促進協議会 専務理事
川島 俊郎	一般社団法人日本畜産物輸出促進協会 専務理事
鈴木 貞美	公益社団法人日本茶業中央会 専務理事
斎藤 健一	一般社団法人全国花き輸出拡大協議会 常務理事
西浦 克	独立行政法人日本貿易振興機構 農林水産食品部 次長(JETRO)
中山 勇	日本食品海外プロモーションセンター 執行役(JFOODO)
紺野 和成	公益社団法人日本農業法人協会 専務理事
原川 竜也	全国農業協同組合連合会 輸出対策部 部長
渡辺 和博	株式会社パン・パシフィック・インターナショナルホールディングス執行役員
小山 朝英	株式会社世界市場 最高執行責任者
田丸 玲奈	株式会社エービーシースタイル 取締役社長
小野 晋	一般社団法人東北経済連合会 顧問
加藤 孝治	日本大学大学院 総合社会情報研究科 教授
杉本 一郎	株式会社時事通信社 取締役、 一般社団法人日本ファームステイ協会 幹事長

有識者会議での検討事項

- 1 **フラッグシップ輸出産地の選定基準の策定**
農産物、畜産物、水産物、林産物の品目ごとの実態等を踏まえ、フラッグシップ輸出産地の選定基準を策定
- 2 **フラッグシップ輸出産地の選定**
候補産地の中から、選定基準に基づき評価を行い、フラッグシップ輸出産地を選定
- 3 **フラッグシップ輸出産地向け施策など輸出産地の成長段階に応じた切れ目ない支援の検討**
フラッグシップ輸出産地に対する施策など、輸出産地の成長段階に応じた施策を検討

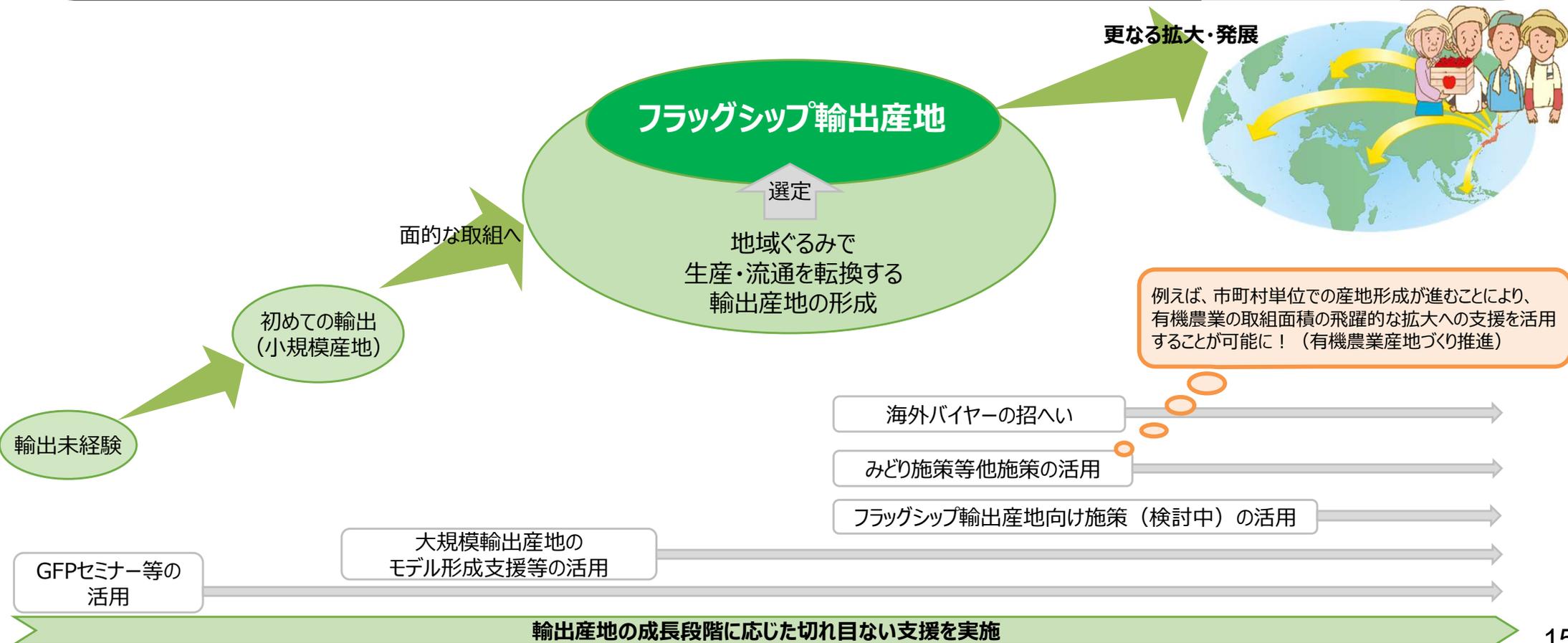
※ 第1次選定については、青果物・花き・米・茶・畜産物を対象に行うこととし、林産物・水産物については、その後に検討予定。

輸出産地の成長段階に応じた切れ目ない支援

- 「フラッグシップ輸出産地」に対しては、海外バイヤーの招へい、みどり施策等他施策の活用など、その更なる拡大・発展を後押しする施策を検討。
- あわせて、輸出産地の成長段階に応じた、切れ目ない支援を検討。

【成長段階に応じた支援】

- ・ 輸出に取り組もうとする生産者に対しては、GFP（農林水産物・食品輸出プロジェクト）のセミナーや輸出商社とのマッチングなどを通じて初めての輸出に向け支援。
- ・ 小規模な産地に対しては輸出の取組を面的に広げるため、大規模輸出産地のモデル形成支援等により、地域ぐるみで生産・流通を転換する輸出産地の形成を支援。



(参考 1) フラッグシップ輸出産地 (農畜産物) の選定基準

次に掲げる要件を満たす輸出産地をフラッグシップ輸出産地として選定する。

要件	詳細																						
① 輸出先国・地域の規制やニーズに対応した輸出	<p>➢ 対象とする輸出先国・地域の規制※1・ニーズ等※2に対応した輸出向け生産・流通に取り組んでいること。</p> <p>※1：輸出先国が求める動植物検疫の規制や残留農薬基準値、衛生管理への対応等 ※2：有機栽培やGAP等の認証や相手先国バイヤーの要望に応じた品種の輸出、鮮度保持技術の導入等</p>																						
② 一定の量又は金額の輸出実績	<p>➢ 以下に示す一定量又は金額の輸出実績があること (品目毎の輸出の実態等を踏まえ設定)</p> <table border="1" style="display: inline-table; margin-right: 20px;"> <thead> <tr> <th>品目</th> <th>判断基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>青果物</td> <td>直近1年間の輸出額が3,000万円以上</td> </tr> <tr> <td>米</td> <td>直近1年間の輸出量が1,000 t以上</td> </tr> <tr> <td>茶</td> <td>直近1年間の輸出額が10,000万円以上</td> </tr> <tr> <td>花き</td> <td>直近1年間の輸出額が2,000万円以上</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="display: inline-table;"> <thead> <tr> <th>品目</th> <th>判断基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>牛肉</td> <td>直近3年間のいずれかの年の輸出量が10 t以上</td> </tr> <tr> <td>豚肉</td> <td>直近3年間のいずれかの年の輸出量が10 t以上</td> </tr> <tr> <td>鶏肉</td> <td>直近3年間のいずれかの年の輸出量が50t以上 (ブロイラーのみ) 10t以上 (地鶏に取り組む場合) ※3</td> </tr> <tr> <td>鶏卵</td> <td>直近3年間のいずれかの年の輸出量が250t以上※3</td> </tr> <tr> <td>牛乳乳製品</td> <td>直近1年間の輸出量が100t以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 業者の責に帰さない特別な事情 (不作や家畜疾病等) がある場合はこの限りではなく、当該事情や各項目の記載内容を踏まえ総合的に判断する (③も同様)。</p>	品目	判断基準	青果物	直近1年間の輸出額が3,000万円以上	米	直近1年間の輸出量が1,000 t以上	茶	直近1年間の輸出額が10,000万円以上	花き	直近1年間の輸出額が2,000万円以上	品目	判断基準	牛肉	直近3年間のいずれかの年の輸出量が10 t以上	豚肉	直近3年間のいずれかの年の輸出量が10 t以上	鶏肉	直近3年間のいずれかの年の輸出量が50t以上 (ブロイラーのみ) 10t以上 (地鶏に取り組む場合) ※3	鶏卵	直近3年間のいずれかの年の輸出量が250t以上※3	牛乳乳製品	直近1年間の輸出量が100t以上
品目	判断基準																						
青果物	直近1年間の輸出額が3,000万円以上																						
米	直近1年間の輸出量が1,000 t以上																						
茶	直近1年間の輸出額が10,000万円以上																						
花き	直近1年間の輸出額が2,000万円以上																						
品目	判断基準																						
牛肉	直近3年間のいずれかの年の輸出量が10 t以上																						
豚肉	直近3年間のいずれかの年の輸出量が10 t以上																						
鶏肉	直近3年間のいずれかの年の輸出量が50t以上 (ブロイラーのみ) 10t以上 (地鶏に取り組む場合) ※3																						
鶏卵	直近3年間のいずれかの年の輸出量が250t以上※3																						
牛乳乳製品	直近1年間の輸出量が100t以上																						
③ サプライチェーンを構築し、継続的・安定的に輸出	<p>※3 シンガポール・EU向けについてはより高度な基準を満たす必要があるため、実際の輸出量に10を乗じた数量を上記の選定基準と比較するものとする。</p> <p>➢ 2年以上継続的に輸出に取り組んでいること。</p> <p>➢ 上記期間中いずれかの年に2か国 (地域) 以上に輸出を行っていること。</p>																						

「輸出産地」とは、農畜産物を輸出している地域 (市町村単位で特定できる地域) であって、以下の要件を全て満たすものとする。

- ① 農業又は畜産を主として行う複数の生産者等がまとまりをもって、農畜産物又はその加工品の生産を行っていること。
 - ・ 食肉処理施設、茶商、輸出商社等が生産者と一体となって輸出に取り組んでいる場合、それらを含め輸出産地とする。
 - ・ 加工品は現状の加工品の輸出の実態を踏まえた品目 (例として荒茶、仕上げ茶、牛乳、乾燥果実、焼き芋等) を対象とし、その他有識者会議にて追加できるものとする。
- ② 農畜産物又はその加工品の輸出に向けた生産・出荷のためのルールを定め、これに沿った活動をしていること。
 - ・ 輸出に向けた生産・出荷を行うために、輸出産地内や関係者間で共通した取決めを定めた書類 (防除暦や栽培暦、輸出向けマニュアル、輸出事業計画等) があること。

(参考 2)

第1回 フラッグシップ輸出産地 選定産地一覧

通し No.	分類 No.	分類	品目	選定産地	対象地域
1	1	畜産物	牛肉	秋田牛輸出促進コンソーシアム	秋田県秋田市・鹿角市・大館市・北秋田市・能代市・山本郡藤里町・三種町・男鹿市・由利本荘市・にかほ市・大仙市・仙北市・美郷町美郷町・横手市・湯沢市・雄勝郡羽後町・東成瀬村
2	2	畜産物	牛肉	カミチク食肉輸出コンソーシアム	鹿児島県鹿児島市・南さつま市・日置市・霧島市・鹿屋市・いちき串木野市・枕崎市・薩摩川内市・薩摩郡さつま町・阿久根市・出水市・指宿市
3	3	畜産物	牛肉	J A食肉かごしま輸出コンソーシアム	鹿児島県南九州市・指宿市・南さつま市・日置市・枕崎市・いちき串木野市・鹿児島市・薩摩川内市・出水市・阿久根市・出水郡長島町・薩摩郡さつま町・伊佐市・始良市・霧島市・始良郡湧水町・曾於市・鹿屋市・垂水市・肝属郡錦江町・肝付町・東串良町・南大隅町・志布志市・曾於郡大崎町・西之表市・熊毛郡歴久島町・大島郡徳之島町
4	4	畜産物	牛肉	スターゼンミートコンソーシアム	鹿児島県指宿市・鹿児島市・始良市・南九州市・南さつま市・宮崎県小林市・えびの市
5	5	畜産物	牛肉	山形県食肉流通・輸出促進コンソーシアム	山形県山形市・上市市・天童市・東村山郡山辺町・中山町・寒河江市・西村山郡河北町・西川町・朝日町・大江町・村山市・東根市・尾花沢市・北村山郡大石田町・新庄市・最上郡最上町・真室川町・舟形町・金山町・戸沢村・鮎川村・大蔵村
6	6	畜産物	鶏肉	オヤマ輸出コンソーシアム	岩手県一関市
7	7	畜産物	鶏肉	徳島県阿波尾鶏ブランド確立対策協議会	徳島県阿南市・勝浦郡上勝町・板野郡板野町・上板町・海部郡美波町・海陽町・美馬市・三好市・美馬郡つるぎ町・三好郡東みよし町・吉野川市・阿波市・名西郡神山町・徳島市
8	8	畜産物	鶏卵	株式会社エムイーシーフーズ	千葉県市原市・木更津市・袖ヶ浦市・山武市
9	9	畜産物	鶏卵	株式会社トマル	群馬県前橋市・高崎市・栃木県芳賀郡茂木町
10	10	畜産物	鶏卵	J A全農たまご株式会社	青森県三戸郡陸上町・八戸市・岩手県盛岡市・大分県速見郡日出町・杵築市・臼杵市・福岡県宗像市・久留米市・鹿児島県出水市・阿久根市・薩摩郡さつま町
11	1	青果物	りんご	株式会社日本農業	青森県弘前市・青森市・黒石市・平川市・南津軽郡大鰐町・田舎館村・北津軽郡板柳町・鶴田町・南津軽郡藤崎町・五所川原市・つがる市・西津軽郡鰐ヶ沢町

通し No.	分類 No.	分類	品目	選定産地	対象地域
12	2	青果物	ぶどう	アゲベル株式会社	山梨県山梨市・甲州市・笛吹市・妻城県桜川市・筑西市・下妻市
13	3	青果物	ぶどう	全国農業協同組合連合会山梨県本部 (JAフルーツ・JAふえふき・JA山梨みらい・JA南アルプス市・JA梨北)	山梨県甲府市・山梨市・韭崎市・南アルプス市・北杜市・甲斐市・笛吹市・甲州市
14	4	青果物	ぶどう	笛吹農業協同組合一宮ブロック果実販売対策協議会	山梨県笛吹市
15	5	青果物	もも	全国農業協同組合連合会山梨県本部 (JAフルーツ・JAふえふき・JA山梨みらい・JA南アルプス市・JA梨北)	山梨県甲府市・山梨市・韭崎市・南アルプス市・北杜市・甲斐市・笛吹市・甲州市
16	6	青果物	もも	笛吹農業協同組合一宮ブロック果実販売対策協議会	山梨県笛吹市
17	7	青果物	かんきつ	えひめの愛フード推進機構	愛媛県松山市・今治市・宇和島市・八幡浜市・西条市・西予市・伊予市・伊予郡砥部町・西予郡伊方町・南宇和郡愛南町
18	8	青果物	かんきつ	株式会社ローソンファーム熊本	熊本県熊本市・八代市・人吉市・荒尾市・水俣市・玉名市・天草市・山鹿市・菊池市・宇土市・上天草市・宇城市・阿蘇市・合志市
19	9	青果物	かんきつ	みかん輸出コンソーシアム	宮崎県日南市・宮崎市・和歌山県有田郡有田川町・福岡県八女市・佐賀県唐津市・長崎県大村市・熊本県熊本市
20	10	青果物	かき加工品 (干し柿)	みなみ信州農業協同組合	長野県飯田市・下伊那郡松川町・高森町・豊丘村・大鹿村・喬木村・阿智村・下埴村・阿南町・泰阜村・荒木村・平谷村・天龍村・根羽村・上伊那郡飯島町・中川村
21	11	青果物	いちご	株式会社イチゴラス	熊本県玉名市・三重県伊賀市・兵庫県淡路市
22	12	青果物	いちご	サプライジングファーマーズ㈱	熊本県玉名市・山鹿市・熊本市・玉名郡相楽町
23	13	青果物	いちご	静岡県経済農業協同組合連合会	静岡県掛川市・菊川市・御前崎市・藤枝市・焼津市・島田市・静岡市・伊豆の国市
24	14	青果物	いちご	島原磐仙農業協同組合	長崎県南島原市・島原市・豊仙市
25	15	青果物	かんしょ	かとり農業協同組合	千葉県成田市・香取市・香取郡多古町

通し No.	分類 No.	分類	品目	選定産地	対象地域
26	16	青果物	かんしょ	株式会社くしまアライファーム	宮崎県串間市、北海道帯広市、茨城県鉾田市、熊本県阿蘇市、鹿児島県指宿市
27	17	青果物	かんしょ	ジャパンベジタブル株式会社	静岡県浜松市・袋井市・磐田市・掛川市・菊川市・御前崎市・牧之原市
28	18	青果物	かんしょ	Japan potato有限会社	鹿児島県鹿屋市、千葉県成田市、茨城県鉾田市
29	19	青果物	かんしょ	なめがたしおさい農業協同組合 甘藷部会連絡会	茨城県行方市
30	20	青果物	かんしょ	農家ソムリエーズ	徳島県徳島市・板野郡松茂町・北島町・鳴門市
31	21	青果物	かんしょ	有限会社南橋商事	鹿児島県鹿屋市・肝属郡錦江町・曾於市・志布志市、宮崎県串間市
32	22	青果物	メロン	静岡県温室農業協同組合クラウンメロン支所	静岡県袋井市・掛川市・磐田市・浜松市・周智郡森町
33	1	花き	盆栽	赤石五葉松輸出振興組合	愛媛県四国中央市・西条市・新居浜市、香川県高松市
34	2	花き	盆栽	高松盆栽輸出振興会	香川県高松市・綾歌郡綾川町
35	1	茶	茶	オーガニックティーミヤザキ	宮崎県高崎市・小林市、西播磨郡高原本町・都城市、児湯郡高鍋町・川南町・西都市
36	2	茶	茶	株式会社大石茶園	福岡県八女市、静岡県静岡市、三重県四日市市、京都府相楽郡和束町、熊本県熊本市、宮崎県西臼杵郡五ヶ瀬町、鹿児島県南九州市
37	3	茶	茶	株式会社流通サービス	静岡県浜松市・袋井市・掛川市・菊川市・牧之原市・藤枝市・富士市
38	4	茶	茶	京都府農林水産物・加工品輸出促進協議会 宇治茶部会	京都府京都市・宇治市・城陽市・久世郡久御山町・八幡市・京田辺市・綴喜郡井手町・宇治田原町・木津川市、相楽郡和束町・南山城村・綾部市・福知山市・舞鶴市・京丹後市
39	5	茶	茶	静岡オーガニック抹茶株式会社	静岡県掛川市・静岡市・藤枝市・島田市、棟原郡川根本町
40	6	茶	茶	丸山製茶株式会社	静岡県掛川市・菊川市

通し No.	分類 No.	分類	品目	選定産地	対象地域
41	1	米	米	株式会社 百笑市場	茨城県常陸大宮市・常陸太田市・ひたちなか市・那珂市・水戸市・笠間市・東茨城郡城里町・茨城町・行方市・つくば市・つくばみらい市・龍ヶ崎市・稲敷市・石岡市・稲敷郡河内町・桜川市・筑西市・下妻市・常総市・坂東市・結城郡八千代町・猿島郡五霞町
42	2	米	米	みやぎ登米農業協同組合	宮城県登米市

協同農業普及事業の実施についての考え方（ガイドライン）の改正

- 6月24日付で、協同農業普及事業の実施についての考え方（ガイドライン）（農産局長通知）の一部改正が行われました。
- 今般の改正で、「輸出促進に向けた輸出産地の形成」が、農業普及事業の中で重点的に対応していく必要があるものとして位置付けられるとともに、普及指導員の中でも高度な専門性を有する「農業革新支援専門員」の担当分野に、「**農畜産物の輸出産地形成**」が追加されております。

第2 普及指導活動の課題と方法に関する事項

1 普及指導活動の課題

（略）

2 普及指導活動の方法に関する事項

（1）重点化すべき課題に対応した取組の推進方向

①～⑤（略）

⑥ 農畜産物の輸出促進に係る支援

人口減少に伴い国内市場が縮小する中で、国内の農業生産基盤の維持を図るため、輸出を促進することが不可欠。このため、普及指導員は、農業協同組合等の関係機関や地域商社と連携し、輸出産地の形成を支援する。

具体的には、輸出先国から求められる国際水準GAPやハラール、コーシャ等の**国際水準の各種認証の導入を支援**する。また、輸出先国から求められる選果施設等の適切な衛生管理、検疫条件に対応した園地の管理、輸出先国の残留農薬基準に対応した防除体系の構築など**輸出先国の規制に対応した産地の取組を支援**する。さらに、マーケットインの発想に基づく海外需要に対応した品種及び作型、低コスト栽培技術の導入を支援するほか、品質・鮮度保持輸送技術の確立、知的財産の保護や、地域全体で輸出に取り組む際の合意形成等の取組を支援する。

第3 普及指導員の配置に関する事項

1 普及指導員の配置

（略）

2 農業革新支援専門員の配置

（1）配置に関する考え方

都道府県は、都道府県は、普及指導員の中でも**高度な専門性を有する者を、農業革新支援専門員として配置する。**

（2）農業革新支援専門員の業務内容

農業革新支援専門員は、地域の普及指導センターとの連携や役割分担を明確にしつつ、次に掲げる活動を行うものとする。

- ① 試験研究機関・教育機関・行政機関等との連携の企画調整・推進
- ② 研究開発への参画や専門技術の高度化及び政策課題への対
- ③ 重要課題の解決に向けた普及指導活動の企画立案・総括・指導
- ④ 普及指導員の資質向上
- ⑤ 先進的な農業者等とのパートナーシップの構築（先進的な農業者等からの相談・支援対応を含む。）

（3）農業革新支援専門員の担当分野

農業革新支援専門員の担当分野は、土地利用型作物、園芸、畜産、農業生産工程管理（GAP）、農作業安全、総合防除（IPM）、持続可能な農業、鳥獣被害防止対策、担い手育成、自然災害対策、6次産業化、スマート農業、**農畜産物の輸出産地形成**、知的財産及び普及指導活動並びに都道府県が定める分野とする。

輸出産地の形成の支援

J A、都道府県との連携強化

- 農林水産大臣、J Aグループの長を構成員とする「輸出関係連絡協議会」を設置し、輸出に意欲のあるJ Aに対する重点的なサポートや、輸出人材の育成に向けた取組を連携して推進。
- 農林水産大臣、都道府県知事を構成員とする「農林水産物・食品輸出促進連携ネットワーク」の下、輸出支援プラットフォームとも連携して、輸出に対応した産地づくりやプロモーション活動等を連携して実施。



本年度特に力を入れて取り組むこと

国は輸出に意欲がある生産者に対して、

JAグループ、JETRO、品目団体と連携して**全国キャラバンを開催**し、現場での課題等を把握したうえで、**国・JA・都道府県が連携して**輸出産地形成につながる支援をすることにより、**大規模輸出産地形成に導く**。

輸出に関心のある生産者・生産者団体

国、都道府県、JAグループ、品目団体、JETRO、GFPなどの幅広いサポート体制を活用して、将来を見据えた販路拡大等のため、ぜひ輸出の第一歩を踏み出していただきたい！

都道府県

地域ぐるみの意見交換などの場を通じて輸出意向のある生産者・生産者団体の方々の声をくみ取り、国の補助事業等も活用し、普及指導員による技術支援など輸出産地の育成の取組にご協力いただきたい！

各農政局問い合わせ一覧



農政局等		担当者	連絡先
北海道農政事務所 生産経営産業部 事業支援課		高橋、池田、佐藤	代表：011-330-8595 ダイヤルイン：011-330-8810
東北農政局	経営・事業支援部 輸出促進課	齊藤、澤田、島本、小関	代表：022-221-6160 ダイヤルイン：022-221-6402
関東農政局	経営・事業支援部 輸出促進課	高畠、高橋、三谷	代表：048-600-0600（内線3894） ダイヤルイン：048-740-5341
東海農政局	経営・事業支援部 輸出促進課	川添、山田（直）、香取	代表：052-201-7271 ダイヤルイン：052-223-4619
北陸農政局	経営・事業支援部 輸出促進課	渡邊、森下、東川、村上	代表：076-263-2161 （内線3919、3957、3958） ダイヤルイン：076-232-4233
近畿農政局	経営・事業支援部 輸出促進課	川北、山田、虎岡	ダイヤルイン：075-414-9101
中国四国農政局	経営・事業支援部 輸出促進課	枝松、石橋	代表：086-224-4511（内線2159） ダイヤルイン：086-230-4258
九州農政局	経営・事業支援部 輸出促進課	高橋、前田、稲吉	代表：096-211-9111（内線4437） ダイヤルイン：096-300-6363
内閣府沖縄総合事務局 農林水産部 食料産業課		長濱、平田	代表：（098）866-0031 （内線83485、83484） ダイヤルイン：（098）866-1673

輸出を志向する事業者を後押しする GFPの活動状況



農林水産物・食品輸出プロジェクト（GFP）の取組

- **GFP（ジー・エフ・ピー）** は、Global Farmers / Fishermen / Foresters / Food Manufacturers Projectの略称。農林水産省が推進する**日本の農林水産物・食品の輸出プロジェクト**。
- 平成30年8月31日に農林水産物・食品の輸出を意欲的に取り組もうとする生産者・事業者等のサポートと連携を図る「**GFPコミュニティサイト**」を立ち上げ。
- 当該サイトに登録した者を対象に、農林水産省がゼロ、輸出の専門家とともに産地に直接出向いて輸出の可能性を無料で診断する「**輸出診断**」を平成30年10月から開始。



GFP登録者へのサービス提供

○農林漁業者・食品事業者へのサービス

- ・ 専門家による無料の輸出診断
- ・ GFPコミュニティサイトで事業者同士が直接マッチング
- ・ GFPビジネスパートナーの紹介等による支援
- ・ 輸出のための産地づくりの計画策定の支援
- ・ メンバー同士の交流イベントの参加
- ・ 規制情報等の輸出に関連する情報の提供
- ・ セミナー等を通じたGFP登録者の優良事例の共有
- ・ 過去のセミナー動画のアーカイブ化による輸出ノウハウの提供

○輸出商社・バイヤー・物流企業へのサービス

- ・ GFPコミュニティサイトで事業者同士が直接マッチング
- ・ GFPビジネスパートナーの紹介等による支援
- ・ メンバー同士の交流イベントの参加
- ・ 規制情報等の輸出に関連する情報の提供
- ・ セミナー等を通じたGFP登録者の優良事例の共有
- ・ 過去のセミナー動画のアーカイブ化による輸出ノウハウの提供

GFPの登録状況（6月末時点）

GFP登録者の内訳

区分	登録者数
農林水産物食品事業者	5,188
流通事業者、物流事業者	4,234
合計	9,422

GFP登録者数の推移



1 情報提供、相談対応、バイヤー・専門家等とのマッチングへの支援

輸出診断・訪問診断



輸出診断
1,275件
訪問診断
784件

- 輸出を目指すGFP事業者の輸出概況や課題に基づいて**輸出チェックレポートを作成し(1,275件)**、希望者には農政局・JETRO等が輸出課題の解消に向けたアドバイスを行う**現地/オンライン訪問診断を実施(784件)**

ビジネスパートナーマッチング



実施回数
3,420件

- 訪問診断で把握した事業者の課題解決に最適なGFP事業者(=ビジネスパートナー)をマッチングし、商社・コンサル等の輸出専門家と二人三脚での**輸出取組の共創・自走に向けたミーティングを3,420件実施**

ビジネスマッチング(商談会)



実施回数
16回

- 生産者/メーカーと海外インポーターの意向を加味したグローバルピッチを実施。今年度は新たな取組として、**海外インポーターとの公開商談を実施(当初事業)**。マッチング機会創出に加え、他社の商談を学ぶ場としても活用

GFPコミュニティサイト



- これまでGFPコミュニティサイトの**掲示板でのPR(“買いたい”/“売りたい”)**では約**500件の掲載**が行われ、海外からの問い合わせ事例等、輸出商社等のGFP登録者とのコンタクト/マッチングに活用

ネットワーキングイベント (GFP超会議・オンラインセミナー等)



153回
(セミナー・グループワーク・交流会・検討会等)

- 各地域の輸出意欲の高い生産者・商社の登壇・ワークショップ等を通じた**ネットワーキングを核としたイベントを累計153回開催**。各々のメリットを生かして、対面・オンライン双方で、セミナー・グループワーク・交流会・検討会を開催

GFPレベルアップコース



45社

- 輸出拡大を目指す事業者**45社**を対象に、テーマ別にチームを組成した**GFP輸出プレイヤーレベルアップコースを実施**。チームごとにメンターを中心とした定例会議・輸出実証・試食会等、1年間の伴走支援を実施

※設立以降の累計数値 (2024年3月19日時点)

オールジャパンとしての輸出促進策



輸出拡大実行戦略に基づく具体的な施策（認定農林水産物・食品輸出促進団体）

- 輸出品目ごとに、生産から販売に至る関係者が連携し、輸出の促進を図る法人を、国が輸出促進法に基づき「認定農林水産物・食品輸出促進団体」（認定品目団体）として認定する制度を令和4年10月より開始。
- 認定品目団体は、個々の産地・事業者では取り組み難い、非競争分野の輸出促進活動（市場調査、ジャパンブランドによる共同プロモーション）を行い業界全体の輸出を拡大。

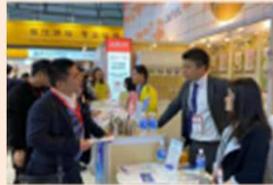
認定制度

農林水産物・食品輸出促進団体（品目団体）

農林水産物・食品の輸出促進業務に、品目の生産から販売までの幅広い関係者が緊密に連携しオールジャパンで取り組む法人。

【必須業務】

- 輸出先国の市場・輸入条件（規制）等の調査・研究
- 商談会への参加、広報宣伝等による需要開拓
- 輸出に関する事業者への情報提供・助言



商談会

【任意業務】

- 輸出促進に必要な包材・品質等の規格の策定
- 輸出の取組みを行う事業者から拠出金を収受し、輸出促進の環境整備に充てる仕組みづくり（任意のチェックオフ）

認定申請



輸出促進法※第43条に基づき認定



主務大臣
（農林水産大臣・財務大臣（酒類のみ））

※農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律

認定団体に向けた支援

認定団体は、法律により①～④の特例や援助が得られるとともに、品目団体輸出力強化支援事業等で優先的に採択。

- ① 中小企業信用保険法の特例、② 食流機構による債務保証、③ FAMICによる協力、④ JETROの援助

認定状況

◆令和4年10月の制度開始後、27品目15団体を認定。

認定団体名	対象とする輸出重点品目
（一社）全日本菓子輸出促進協議会	菓子
（一社）日本木材輸出振興協会	製材、合板
（一社）日本真珠振興会	真珠
日本酒造組合中央会	清酒（日本酒）、本格焼酎・泡盛
（一社）全日本コメ・コメ関連食品輸出促進協議会	コメ・パックご飯・米粉及び米粉製品
（一社）全国花き輸出拡大協議会	切り花
（一社）日本青果物輸出促進協議会	青果物7品目※1
（公社）日本茶業中央会	茶
（一社）全日本錦鯉振興会	錦鯉
全国醤油工業協同組合連合会	醤油
全国味噌工業協同組合連合会	味噌
（一社）日本はたて貝輸出振興協会	ホタテ貝
（一社）日本養殖魚類輸出推進協会	ぶり、たい
（一社）日本畜産物輸出促進協会	畜産物5品目※2
全日本カレー工業協同組合	ソース混合調味料のうちカレールウ及びカレー調製品

※1りんご、ぶどう、もも、かんきつ、かき・かき加工品、いちご、かんしょ・かんしょ加工品・その他の野菜

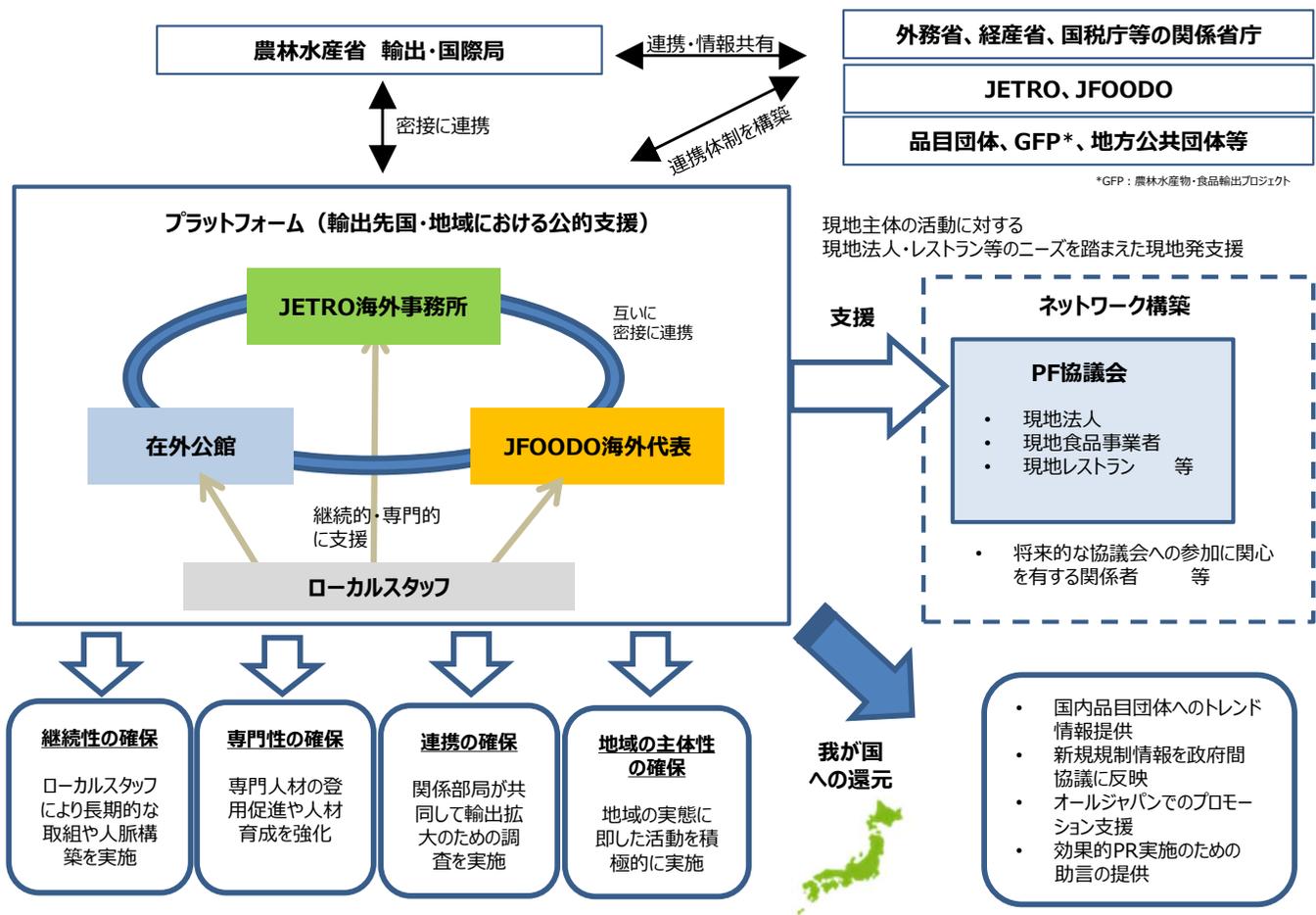
※2牛肉、豚肉、鶏肉、鶏卵、牛乳乳製品



輸出支援プラットフォーム

- 輸出支援プラットフォームは、「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」に基づき、マーケットイン・マーケットメイクの輸出を進めるため、輸出先国・地域において輸出事業者を包括的・専門的・継続的に支援するため設立。都道府県、品目団体等との連携も強化。
在外公館、JETRO海外事務所、JFOODO海外駐在員が主な構成員。
- 2022年4月の米国をはじめとして、EU、タイ等の9カ国・地域（15拠点）において立ち上げ済。今後UAEにも設置予定。

輸出支援プラットフォーム（PF）のイメージ



プラットフォーム設置国・地域

設置国・地域	事務局設置都市
米国	ロサンゼルス
	ニューヨーク
	ヒューストン
タイ	バンコク
シンガポール	シンガポール
EU	パリ
	ブリュッセル
ベトナム	ホーチミン
香港	香港
中国	北京
	上海
	広州
	成都
台湾	台北
マレーシア	クアラルンプール
UAE	ドバイ（候補）





輸出支援プラットフォームの活動例

- 2023年6月より、**香港輸出支援プラットフォーム**と**日本青果物輸出促進協議会**（以下、日青協）が連携し、香港で県別フェアの実績がある日系ケーキショップ「イタリアントマト」ほか飲食店で**複数の都道府県の果物をリレー的に販売**する長期のジャパンフェアを実現。
- 6月24日から**静岡県**の**クラウンメロン**で開始し、7月21日から**和歌山県**の**桃**、9月29日から**広島県**の**シャインマスカット**、11月1日から**大分県**の**かんしょ**、1月12日から**静岡県**の**いちご**、2月1日から**宮崎県**の**きんかん**で実施。

■ 年間スケジュール（2023年度、イメージ）



- 実施時期：2023年6月中旬～2024年2月中下旬頃、約9か月間（ピーク期間であるクリスマス時期を除く）
- 実施店舗：イタリアントマト香港ほか飲食店（Pancake House HoiHoi、PAN de PAIN等）

（参考）日青協での取組に先立って、2023年3月には**宮崎県**の**日向夏**、4月には**熊本県・福岡県**の**不知火・デコポン**、6月には**沖縄県**の**パイナップル**と**シークワサー**を活用したフェアを県事務所と連携して開催。



フードバリューチェーン ～生産から製造・加工、流通、消費に至る各段階の付加価値をつなぐこと～



グローバル・フードバリューチェーン(GFVC)推進官民協議会

協議会等を通じた情報提供、二国間政策対話や官民ミッションへの参画、ビジネスマッチングの促進等を通じて、食産業の海外展開を推進

GFVC協議会とは

産学官が連携し、フードバリューチェーン(FVC)の構築を通じた日本の食産業の海外展開を推進することを目的とする協議会

農業生産から消費に至るまでのFVCを構成する様々なセクターの民間企業等により構成。

※メンバー数：909社・団体

(令和6年6月10日現在)

お手伝いできること

FVC構築に関するセミナー等の開催

民間企業の皆様の関心等を踏まえ様々な会を開催し、情報提供を実施



官民ミッション等への企業招へい

官民参加の二国間対話や官民ミッション等への企業の参画を呼び掛け、相手国政府や現地パートナー候補企業とのマッチングを支援。



海外展開にご活用いただける支援メニューの紹介

例
投資可能性調査緊急支援事業
日本から輸出される農林水産物・食品の、海外でのサプライチェーン構築に向けた投資案件形成
に係る投資可能性調査を支援

海外展開に関してお困りのことがあったら
GFVC協議会事務局までご連絡ください！！

これまでの取組

昨年度開催したセミナー

【テーマ】

- 鮮度保持技術と販路開拓
- マレーシア向け輸出
- 投資ファンドの活用
- 現地での販売戦略



食産業ガイドラインの策定

輸出を後押しする農林水産・食品事業者の海外展開を支援するためのガイドラインを策定。

【内容】

- 進出のパターン
- ステップごとのリスク・リターン
- 海外展開のベストプラクティス
- 代表的な契約ひな形 等



中東での官民ミッション (2023年2月5日～2月10日(金))

農林水産業・食品関連企業等を3か国(サウジアラビア、UAE、イスラエル)に派遣し、面談や市場視察を実施

お問合せ先

農林水産省輸出・国際局海外連携グループ

代表：03-3502-8111 (内線3511)

DI：03-3502-8058

E-mail：gfvc_maff@maff.go.jp

登録料・年会費等はかかりませんので、
ぜひご登録ください

登録はこちらから ▶

